

聖籠町地域交流施設条例をここに公布する。

平成29年9月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第16号

聖籠町地域交流施設条例

(設置)

第1条 町民、民間事業者、町等が連携し、異なる世代間及び業種間の交流を図ることにより、地域の発展を支える人材及び次世代のまちづくりの担い手を育成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、聖籠町地域交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 聖籠町地域交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 聖籠町そだちの家

位置 聖籠町大字蓮潟2478番地1

(管理)

第3条 聖籠町地域交流施設(以下「そだちの家」という。)の管理は、聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(使用の許可)

第4条 そだちの家を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設の管理上支障があるとき。

(3) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 そだちの家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 使用料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外の使用等の禁止）

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、施設を使用しようとする者に損害があっても、教育委員会はその責を負わない。

（1） 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 使用者が、偽りその他不正の手段により使用したとき。

（3） 施設の管理上支障があると認めるとき。

（4） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

（現状の回復）

第11条 使用者は、そだちの家の使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに現状に復さなければならない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、故意又は過失により、そだちの家の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

別表

利用区分	午前9時から午前11時30分まで	午前11時30分から午後2時00分まで	午前9時00分から午後2時00分まで
使用料の額	1,000円	1,000円	2,000円

備考

使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算はしない。